

最終更新日:2017年6月19日

株式会社トラスト

代表取締役社長 辻本正人

問合せ先:052-219-9058

証券コード:3347

<http://www.trust-ltd.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、(1)取締役と監査役の責任を明確にすること、(2)タイムリーな情報開示により経営の透明性及び効率性を追求すること、(3)企業価値を高め公正な経営を実現することが重要であると認識し、それらを組織的に担保するためコーポレートガバナンス体制を整備・強化し、当社及び当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、株主構成を勘案した上で、現時点においては議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を実施しておりません。今後は、期間投資家や海外投資家の比率を踏まえて実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は、株主構成を勘案した上で、英語での情報開示を実施しておりません。今後は、期間投資家や海外投資家の比率を踏まえて実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、中期経営計画を開示しておりませんが、中長期的な企業価値向上に努めるとともに、毎期首に開示する業績予想の達成に向け役職員一丸となって取り組んでおります。また実績が予想額と乖離した場合には、必要な開示を行っております。今後は、中期経営計画の開示のについて検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとし、取締役会は人事案の実施状況等につき監督してまいります。

【原則4-2】

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は必要に応じて、長期的な業績と連動する報酬についても検討してまいります。

【原則4-8】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しており、すべての社外役員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありませんが、各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えており、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社独立社外取締役は現時点で1名に留まりますが、原則4-8に記載のとおり、現時点において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。今後複数名選任された際には、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開等を勘案し、当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合にのみ株式を政策保有する方針としております。また、政策保有する株式については、定期的に保有目的及び合理性を確認し、保有の意義を取締役会で検証いたします。さらに、株式の議決権行使は、当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを判断した上で行います。なお、現時点で政策保有の株式はありません。

【原則1-7】

当社は、取締役会規程において、関連当事者間の取引については取締役会決議事項としており、当該取引を行った場合は、重要な事実を取締役会に報告することとなっております。なお、関連当事者間取引の有無については、年1回関連当事者間取引の調査票の提出を求め、監視を行っております。

【原則3-1】

(1)当社の企業理念等は当社HPに掲載しております。

<http://www.trust-ltd.co.jp/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針は、当コーポレートガバナンス報告書に記載しております。

(3)取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案したうえ、取締役の報酬は取締役会の決議により、また監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

(4)取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、知識や経験、専門性を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総

会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
(5)新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、取締役、部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準を満たす事を条件に、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、知識や経験、専門性を総合的に判断し指名の手続きを行っております。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会及び監査役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

【補充原則4-11-2】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の機能向上を図るため、独立社外取締役が取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、取締役会に報告いたします。分析及び評価の基準と開示方法については検討を行い、分析・評価結果の概要については、今後開示を行います。

【補充原則4-14-2】

当社の発展のため、取締役及び監査役に対し、職責や業務条に必要な知識の習得や更新に繋がる情報を提供し、外部研修に参加できる制度を設けております。

【原則5-1】

当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的且つ建設的な対話が必要不可欠と考えております。そのため、代表取締役及び管理部IR 担当を中心としたIR 体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。具体的には機関投資家向けの決算説明会、個人投資家向けの会社説明会を開催し、マネジメント自らの言葉で株主・投資家に現況、戦略を伝えているほか、機関投資家からの個別取材にも積極的に応じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
VTホールディングス株式会社	2,044,000	72.62
稲田青春	323,800	1.15
景山俊太郎	167,500	0.59
森元日出男	150,000	0.53
KBL EPB S.A. 107704	149,100	0.52
勝部 正道	147,500	0.52
三木谷 晴子	122,500	0.43
株式会社ホームビレッジ	110,500	0.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	87,500	0.31
山崎喜史	78,600	0.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

VTホールディングス株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 7593

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3 月

業種

小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、契約条件及び市場等を参考にし合理的に決定されており、一般的な取引条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

VTホールディングス株式会社グループにおいて、当社以外の自動車関連子会社はディーラー事業を中心とした国内外での自動車販売等を行っており、当社は国内での販売需要の少ない中古車を海外へ販売する自動車輸出事業を担っております。また、ディーラー事業を行っている同社グループの子会社は、主に国内外の個人顧客への販売を行っておりますが、当社の国内への販売は、主に再オークションによる出品や中古車販売会社への販売であり、国内販売に際して競合することはありません。

VTホールディングス株式会社は、関係会社がその自主性を発揮した上で事業目的を遂行し、グループ全体として安定成長するための指導育成及び管理上の諸事項について、関係会社管理規程を定めて運営しております。当社は、同規程に基づき、四半期毎に開催される各関係会社の代表取締役及び担当役員が出席するグループ会議に出席し、当社の四半期の業績、今後の事業の見通し、設備投資及び人員計画の報告を行っておりますが、当社の経営に関する意思決定については、同社に事前承認を要することは一切なく、当社の独立性を妨げていないと考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹内穰	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内穰	○	——	長年にわたる会社役員としての豊富な経験と幅広い知識から、社外取締役の立場で、当社経営に對し的確な助言を適切に行っております。また、独立役員として求められる独立性の要件も十分に満たしており、一般株主との利益相反などが生じやすい局面にあっても、会社業務執行者から独立した立場で、一般株主の保護等に重点をおいた適切な助言、監督をしていただけると判断いたしました

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社会計監査人である監査法人東海会計社と定期的に会合を開催し、現在の監査体制及び実施した監査状況等について説明を行うとともに、助言等を受けております。また、監査役は、内部監査委員会の実施した内部監査及び内部統制に係る独立的モニタリングの結果から出された課題、提言事項等の報告を受けるとともに、内部監査委員会が課題へのフォローアップを行う上での助言及び提案等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
羽田恒太	他の会社の出身者													
小出修平	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
羽田恒太	○	——	長年にわたる会社役員としての豊富な経験と幅広い知識から、社外監査役として会社業務執行者から独立した立場で、当社経営に対する確かな助言を適切に行っていただけてと考えております。また、独立役員として求められる独立性の要件も十分に満たしており、一般株主との利益相反などが生じやすい局面にあっても、会社業務執行者から独立した立場で、一般株主の保護等に重点をおいた適切な助言、監督をしていただけると判断いたしました。
小出修平	○	——	公認会計士としての専門的見地を有しており、社外監査役として会社業務執行者から独立した立場で、当社経営に対する確かな助言、監督を適切に行っていただけてと考えております。また、独立役員として求められる独立性の要件も十分に満たしており、一般株主との利益相反などが生じやすい局面にあっても、会社業務執行者から独立した立場で、一般株主の保護等に重点をおいた適切な助言、監督をしていただけると判断いたしました。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

労働と対価のバランスは概ね取れていると認識しており、特段のインセンティブ付与制度がなくとも、十分なモチベーションに基づいた活動ができていると理解しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の年間報酬総額 13,840千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポートに関する専従組織はありませんが、必要に応じて適宜管理部で対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役会制度採用会社であります。

(取締役会)

取締役会は取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。経営上の重要事項決定機関である取締役会は取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催しております。株主総会に係る決議事項につきましては取締役会において決定しております。また、当社は会社運営に関する状況を効率的に把握するため、取締役会とは別にマネージャー会議を月1回、各部署での会議を随時、担当取締役参加のもと開催しております。

(監査役会)

社外監査役2名を含む監査役3名は取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。また、当社会計監査人である監査法人東海会計社と定期的に会合を開催し、現在の監査体制及び実施した監査状況等について説明を行うとともに、助言等を受けております。さらに、内部監査委員会の実施した内部監査及び内部統制に係る独立的モニタリングの結果から出された課題、提言事項等の報告を受けるとともに、内部監査委員会が課題へのフォローアップを行う上での助言及び提案等を行っております。

(内部監査委員会)

代表取締役社長に直属する部署として設置しており、事業活動が適法かつ適正であるかを検証及び監査しており、監査役会及び会計監査人と連携を図り部署への助言及び提案等を行っております。また、不適切な取引等を防止するため、親会社及び子会社の内部監査室と協力し十分な情報交換を行っております。さらに、内部統制部門が行った内部統制評価について、運用全般にわたる独立的なモニタリングを行っております。

(会計監査)

会計監査を担当する会計監査人として、監査法人東海会計社と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。監査法人東海会計社は公正不偏の立場で監査を実施しております。

業務を執行した公認会計士の氏名 後藤久貴(監査法人東海会計社)

大国光大(監査法人東海会計社)

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名がおり、すべての社外役員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありますが、各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日：平成29年6月16日、招集通知発送日：平成29年6月1日、招集通知WEB開示日：平成29年5月31日
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日：平成29年6月16日

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び四半期の業績、有価証券報告書(EDINET提出)、報告書等の情報、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部内において責任者及び担当者を各1名置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の行動規範を定めるほか、毎年行う全体会議において全役職員の意思統一を確認することで、事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 概要

会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」

代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則100条の定める内部統制システムの体制整備に必要な各条項に関する大綱を定めるものである。内部統制システムの構築は、担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、且つ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目指す。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

(2) 取締役は、取締役会の決定事項に基づき、各々の職務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

(3) 各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

(4) 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、管理部長の責任のもと、コンプライアンス規程を作成するとともに、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(5) ワーコンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処方法が管理部長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

(6) 管理部長は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者、その他必要な人員配置を行い、且つ、コンプライアンス規程の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の設置等、さらなる周知徹底を図る。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という。)の取り扱い、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

(3) 上記(2)に係る事務は、当該担当役員が所管し、上記(1)の検証・見直しの経過、上記(2)のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、代表取締役に直属する部署として、内部監査委員会を設置し、同委員長がその事務を管掌する。

(2) 内部監査委員会は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

(3) 内部監査委員会の監査により法令及び定款に対する違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査委員長及び担当部署長に通報される体制を構築する。

(4) 内部監査委員会の活動を円滑にするために、関連する規程(与信並びに債権管理規程、経理規程等)、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、内部監査委員会の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査委員会に報告するように指導する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。

(2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を構築する。

(3) 日常の職務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

6. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 内部監査委員会は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査委員会がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署長に報告される体制を構築する。

(2) 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査委員会は、親会社の内部監査室及び子会社の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

(3) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の適切な経営管理によりリスク管理を行う。

(4) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の効率的な職務遂行に資するための支援、指導を行う。

(5) 当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社と共有する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役が専任スタッフを求めた場合には、使用人を1名以上配置する。

(2) 上記(1)の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人について、その職務にあたっては監査役の指示に従い、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の項目をはじめとする必要な報告を行う。

- ・当社の内部統制システム構築にかかわる部門の活動状況
- ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令及び定款等の違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の監査役に報告を行う。また、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

(3) 上記(1)及び(2)の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、当社の規程に則って会社が前払い又は償還する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意する。

11. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に出席する体制を整備すると共に、定期的に代表取締役、内部監査委員会及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、役員及び使用人へ周知徹底する。反社会的勢力による不当要求等がなされた場合は、管理部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

